



**ETC2.0**

平成28年1月22日

国土交通省道路局

## ETC2.0装着車への特車通行許可を簡素化する 「特車ゴールド」の制度開始について

国土交通省では、道路を賢く使う取組の1つとして、ITを活用した賢い物流管理を推進しています。

ETC2.0装着車への特車通行許可を簡素化する「特車ゴールド」の制度を平成28年1月25日(月)13:00より開始します(別紙参照)。

ETC2.0を活用した本制度の導入により、深刻なドライバー不足が進行するトラック輸送について、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となり、物流効率化への効果が期待されます。

なお、昨年11月25日から12月24日までの間に実施しました、本件に係るパブリックコメントの結果、適正利用者について更なる簡素化を求める声など、31件のご意見が寄せられました。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 池田、中野

TEL : 03-5253-8483 (内線 37432、37436) FAX : 03-5253-1617

# ETC2.0装着車への特殊車両許可を簡素化する 「特車ゴールド」の制度開始について

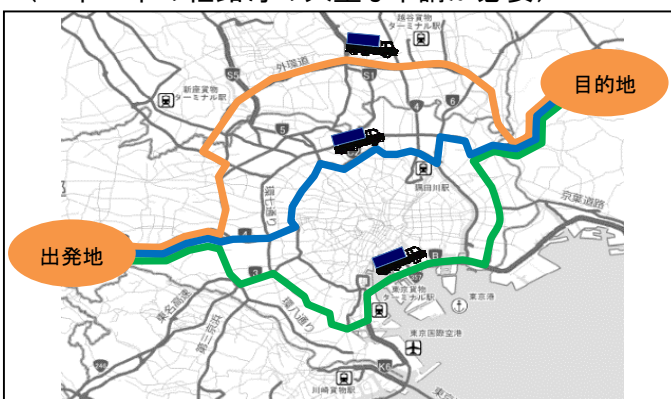
平成28年1月25日(月)13:00より開始

業務支援用ETC2.0車載器を装着し、利用規約等に同意してあらかじめ登録いただいた車両は、大型車誘導区間における経路選択を可能とする許可を行います。そのため、大型車誘導区間内であれば渋滞や事故、災害等による通行障害発生時の迂回ができ、輸送を効率化できます。

また、許可更新時の手続きを自動化し、手続きが従来に比べ簡素化されます。

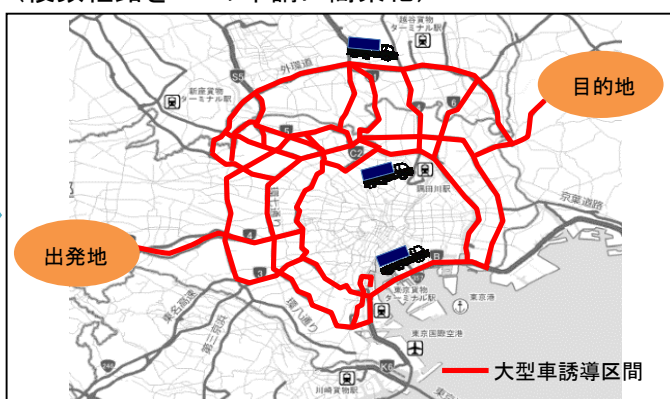
## 【現行】

申請・許可された経路のみ通行可能  
(一本一本の経路毎の大量な申請が必要)



## 【特車ゴールド】

大型車誘導区間を走行する場合、経路選択可能  
(複数経路を1つの申請に簡素化)



## ご利用にあたっての注意事項

### ◆ 対象車両

大型車誘導区間申請に適合する車両※<sup>1</sup>、かつ業務支援用ETC2.0車載器※<sup>2</sup>を装着した車両

※<sup>1</sup> 車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年9月25日建設省令第28号)第7条の車両諸元等に適合する車両

※<sup>2</sup> 特殊用途用GPS付き発話型車載器

### ◆ ご利用方法

制度を利用される際は、特殊車両通行許可オンライン申請システムで下記の手続きを行ってください。

#### ① 車両の利用登録(初回のみ)

利用規約等に同意し、車両番号や車載器に関する情報を入力して登録を行ってください。

#### ② 特殊車両の通行許可申請

従来通り通行許可申請を行ってください。①の登録車両で、大型車誘導区間を経路に含む申請については、簡素化制度の利用確認メッセージが自動的に表示されます。

### ◆ 更新手続きの自動化・違反の場合の取扱

更新時には申請書を自動作成し、電子メールで申請者に送付します。電子メールの指示に従って更新に同意(ワンクリック)していただくだけで、更新申請ができます。

ただし、法に違反した通行(例えば重量や経路の違反)が確認され、通知を行った場合は、自動更新を不可とします。

※現地取締や自動重量計測、ETC2.0を用いて違反の状況を把握します

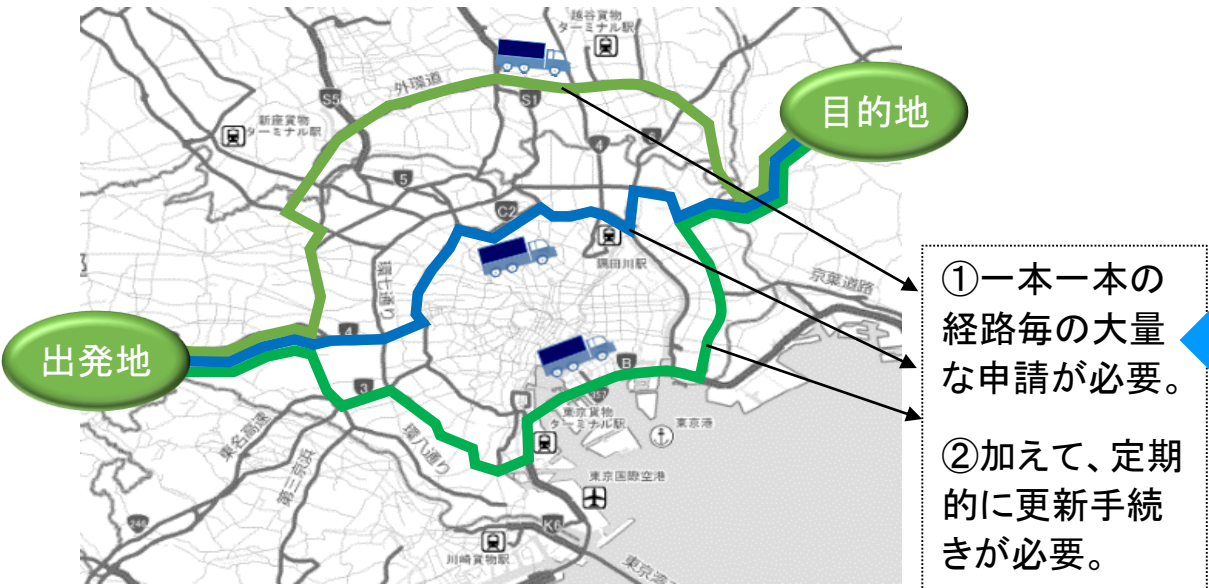
詳しくは、オンライン申請Webページの『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』

[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold\\_pr.html](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/tokusyagold_pr.html) をご確認ください。

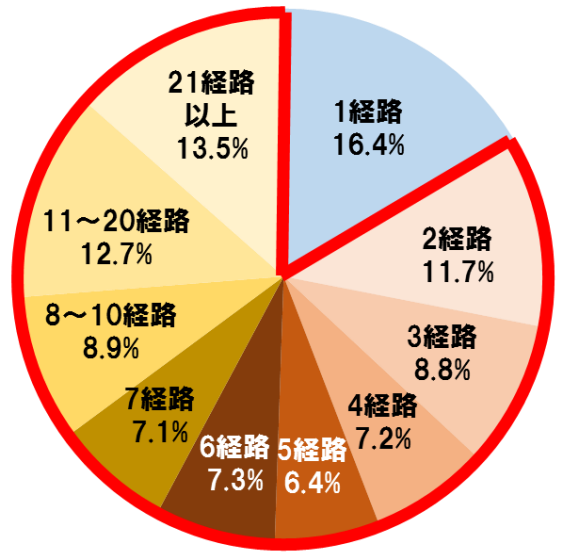
渋滞や事故を避けた効率的な  
経路選択が可能となる

# ETC2.0装着車への特車通行許可の簡素化

現在 申請した個別の輸送経路のみ通行可能



(DATA) 同一発着地点の経路申請状況



8割以上が  
複数経路で申請  
(平均9経路)

※H25特車許可の実績(セミトレーラ)

ETC2.0 装着車 国が指定した大型車誘導区間を走行する場合、  
輸送経路は自由に選択可能  
⇒ 渋滞・事故時の迂回ができ、輸送を効率化



今回実施(パブリックコメント→導入)

輸送経路の確認

